

【書名】

『千葉県の歴史 資料編 中世5 (県外文書2・記録典籍)』県史18

(平成17年3月25日発行)

【正誤表】

訂正箇所	誤	正
8頁	鳥取市倉吉市	鳥取県倉吉市
70頁表題	大隅守護千葉宗胤下知状	大隅守護千葉宗胤下知状写
70頁上段9行目	宗胤(花押)	宗胤(花押影)
106頁下段6行目	恐惶啓白	恐惶敬白
221頁下段3行目	猶揚安斎可申候、～	猶揚安斎可申候、～
222頁上段表題 15行目傍注 19行目	里見揚安斎書状 (里見揚安斎) 「(墨引) 里見揚安斎」	里見揚安斎書状 (里見揚安斎) 「(墨引) 里見揚安斎」
521頁上段8行目	大隅守護千葉宗胤下知状	大隅守護千葉宗胤下知状写
521頁上段15行目	宗胤(花押)	宗胤(花押影)
542頁下段表題	某禁制	築田持助禁制
621頁下段8行目	元龜四年(一五七〇)	元龜四年(一五七三)
681頁下段五月七日条	北条義時は上総国…を、三浦義村は伊北郡を、…	北条時房は上総国…を、三浦胤義は伊北郡を、…
691頁下段正月二十四日条	従五位に叙され、	従五位下に叙され、
807頁上段五月十七日条	今熊野	新熊野
914頁下段三月条	羽生に陣取る。	羽生峯に陣取る。
921頁上段2行目	蕨庵季弘	蕨庵季弘